

共同利用契約書

ぽかぽか保育園（以下「甲」とする。）の設置運営する共同保育所の利用を希望する事業所（以下「乙」とする。）は共同保育所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、甲の設置する共同保育所の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（共同保育所の所在地及び名称）

第二条 共同保育所の所在地は、東京都八王子市高倉町 49 - 3 コープみらい高倉テナント棟 1F とする。

共同保育所の名称は、ぽかぽか保育園とする。

（共同保育所の設置目的及び利用者）

第三条 この保育所は、従業員の福利厚生を目的として設置し、保育所を利用できる者は、甲及び乙の従業員とする。

保育児童の定員に余裕がある場合は、甲又は乙の従業員以外の利用も認めるものとする。

（保育所の設置及び運営）

第四条 この保育所は、甲が設置する。運営方法は、甲乙協議の上決定する。

（利用方法）

第五条 この保育所の利用申し込みは乙から甲に行う。利用内容及び保育料は甲乙協議のうえ決定する。

（保育料）

第六条 この保育所を利用する保育料は甲乙の協定のうえ決定した額を、甲から乙に請求する。乙は従業員に対し保育料の一部または全額を請求するものとするが、甲が請求した額を超えて請求してはならない。

(協定期間)

第七条 この協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了前に甲、乙両者においてこの協定内容に異議のないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(その他)

第八条 この協定書に定めるもののほか必要な事項については、甲、乙両者の協定に基づいて決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所：〒192-0033 東京都八王子市高倉町 49 - 3
コープみらい高倉テナント棟 1F

事業所：ぽかぽか保育園

氏名：理事長 崎山信夫

乙 住所：
事業所：
氏名：